

日本農林規格(JAS)制度 プロフィール

2007年4月

・認定機関名称又は制度名

日本農林規格(JAS)制度

・問い合わせ窓口

・ 農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 食品規格班

TEL 03 - 3502 - 8111(代) (内線3310, 3311)

FAX 03 - 3502 - 0594

・ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター規格検査部 規格検査課又は審査官

TEL 048 - 600 - 2371 FAX 048 - 600 - 2373

・設立年月日又は制度創設年月日

制度創設:平成18年3月1日(改正JAS法施行日)

・経営者

農林水産大臣

・運営委員会議長

該当なし

・法的位置づけ(政府機関か民間機関かの別)

政府機関

・業務範囲

農林水産省

登録(外国)認定機関の登録及び監督処分

農林水産消費安全技術センター

登録(外国)認定機関の登録等のための調査・監査

JASマークが付された農林物資の検査

・認定対象

登録認定機関及び登録外国認定機関

・分野別委員会 / 技術委員会等の構成

該当せず

・関係法令

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)

・標準化機関及び技術活動への参加(ISO等への参加他)

農林水産消費安全技術センター

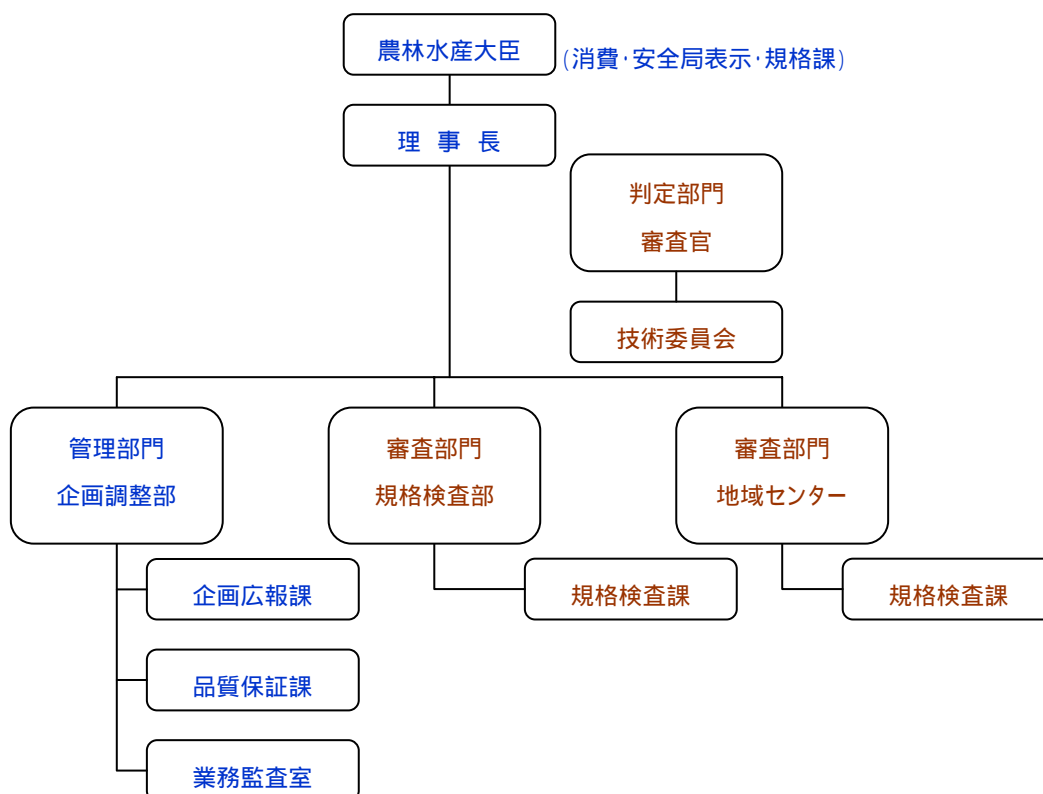
ISO / TC34(国際標準化機構 / 食品専門委員会)、ISO / TC89 / SC3(木質パネル委員会 / 合板分科会)及びISO / TC218(木材委員会)の国内審議団体事務局として活動。

・国内・海外機関との協力・連携(ILAC、IAF等への参加他)

なし

・組織図

以下のとおり



JAS法に基づく適合性評価制度

